

10. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による活動と連携して効果的に活動 ①



集落づくり活動と連携して農地を守る

事例	向在地町集落協定推進会						大津市		
面積 (ha)			協定参加者 (人)	協定参加者			協定開始	人・農地プラン 策定状況等	
	田	畑		農家	法人 農業生産組織	非農家			その他 土地改良区等
15.9	15.9	-	37	37	0	0	0	平成12年度	-
加算措置概要	-			棚田地域		-			
活用した地域資源	米の伊香立ブランド、休耕田のコスモス栽培、集落ぐるみでの活動								

地区状況・経緯

平成元年から10年には場整備が行われ、米を中心とする営農を展開している。営農意欲の減退や集落活力の低下が見られてきたことから、将来に渡り集落の維持発展を図っていくため、本制度に取り組むことになった。

若者は集落を出ていくものも多く、高齢化の進行による農家数の減少、担い手の育成等が課題である。協定の構成員も減少し、60歳以上となっている。

ほ場整備された優良な農地を担い手へ引き渡していくため、集落営農を立ち上げ、共同利用の機械を購入した。

生産の中心である米の伊香立ブランド生産活動に有志で取り組み、道の駅に出したり、朝市を開催したりしている。

取組内容

■ **世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組**：農業組合で取り組んでいる（中山間地域等直接支払の交付金と農村まるごと保全の交付金を、集落づくりの中で適所で使い分けている。土砂が崩れた時は自治会と協力して2つの制度を使いながら、道の整備や草刈りを実施した。）。

■ **中山間地域等直接支払制度の取組**：農道・水路の維持管理は協定対象外の農家も一緒に参加して集落ぐるみで農業活動を実践、獣害対策にも取り組んでいる。

集落づくりの一環である休耕田のコスモス栽培は自治会とも連携して行い、自治会活動（夏祭り）には推進会としても協賛している。

※各事業の作業員確保について：自治会主体の共同作業は、安全性を確保するため80歳未満で実施している。一方で農業組合主体の共同作業では、「健康な方は出てきてほしい」と募集して、90歳前の方も出てきてもらっている。

取組成果

■ **活動の継続**：集落ぐるみでの農地の管理や地域づくりの活動を行っている。少ない人数の中でも双方に重複するメンバーが順に各組織の役を分担しながら活動を継続させている。

■ **離農防止**：農機具更新の際の離農を防ぐために、中山間地域等直接支払交付金は機械の共同購入費にも充てている。

課題・展望

■ **課題**：高齢化により農業組合に任す農地の面積が増えることが予想される。作業の担い手が高齢化、少人数化していく中で草刈りにかかる時間も増えており、当面の課題である。

5期目に向けて今後の意向を調査した結果から、5年間は今の体制を維持できる見込みである。その後をどうしていくかを検討していく。



コスモス種まき



草刈り風景



朝市風景

10. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策による活動と連携して効果的に活動 ②



各制度の上手な使い分けで集落と農地を守る

事例	富之尾土地改良区集落協定							多賀町	人・農地プラン 策定状況等	
	面積 (ha)	田	畑	協定参加者 (人)	農家	法人 農業生産組織	非農家	その他 土地改良区等		協定開始
	28	28	—	43	41	1	0	1	平成30年度	○
加算措置概要	—			棚田地域			—			

活用した地域資源 集落ぐるみでの活動

地区状況・経緯

昭和62年から平成5年にかけて43haの土地改良事業を行い、そのうち山麓部の28haが中山間地域等直接支払制度の対象として、土地改良区が協定を結び維持保全に取り組んでいる。協定には農事組合法人富之尾ファームと認定農家1軒が参加しており、後継者がおらず耕作できなくなった農地の担い手となっている。今後も個人の機械の更新の際などに委託する農家が増えることが予測される。

富之尾区として平成19年から非農家も含め地域全体でまるごと保全に取り組んでいる。区の世帯は約100戸で農家は20戸に満たない。

土地改良区設立30年を迎え、道路や用水路、排水路が老朽化していることから、その維持保全に使える制度として行政から紹介を受け、本制度に取り組むこととなった。

取組内容

■世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組：

区全体で非農家も含めて農道の草刈り・水路の泥上げ・ため池維持管理などを区の事業として取り組んでいる。区がこれらの作業を実施するときには、集落協定にも声がかかり、その対象地が本制度の対象地である場合に集落協定の事務局と世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の事務局が相談して、どちらの事業で実施するかを取り決めて対応している。

■中山間地域等直払制度の取組：

土地改良区の老朽化した道路の舗装と、水路の修繕を計画的に行うことを主目的として取組を進めている。

取組成果

■合意形成：農道の舗装、用水路の修繕を進めることができた。

課題・展望

■展望：中山間地域等直接支払制度としては引き続き農道の舗装、用水路の修繕を進める。

現在の農地の基盤維持管理・生産・加工・販売の各組織が一体化することでより効果的・効率的に進めることが期待できるため、将来を見据えた体制についての話し合いに取り組めたらよい。



用水路補修前の掃除



道路の補修



共同作業（草刈り）